令和８年３月２５日
かほく市監査委員決定

令和８年度　かほく市監査計画

１　基本方針

令和８年度は、かほく市監査基準（令和２年４月１日施行。以下「基準」という。）に基づき、監査対象に係る内部統制を見据えた状況やリスクの重要度を考慮した上で監査資源を重点的に配分し、効果的かつ効率的に監査・審査・検査（以下「監査等」という。）を実施する。

監査等の実施に当たっては、本市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを市民の視点に立って確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するよう努める。

また、違法、不当の指摘にとどまらず、市の行政経営の合理性、妥当性の向上を目指して意見を述べる。

○　重点事項

（１）経済性、効率性かつ有効性の視点を重視した監査

本市の行財政運営が法令等に基づいて適正に行われているかどうかを検証するとともに、対象とする事務全般の執行について、経済性、効率性かつ有効性に着目し、市の施策の推進及び事務改善に繋がるよう、事業の成果や効果の検証も行い、合理的かつ効率的な行政運営の確保に資するものとする。

（２）リスク・アプローチによる監査等の強化

監査等の対象に関する業務内容を確認するとともに、過去の監査結果の指摘等を踏まえ、事務処理の傾向からリスクを識別・検討した上で、リスクの高いものに対しては、それに沿ったより具体的な重点事項・着眼点を定めて内部統制の強化に向けた監査等を実施するほか、職員の啓発をめざし、「監査だより」を発行する。

（３）市民に開かれた監査

本市の行財政運営に対する市民の関心に応えるため、市民の視点に立った監査等を実施するとともに、その透明性を図るため、監査等の結果及び、結果に関する措置通知等を提示するほか、ホームページ等により市民に分かりやすく情報発信する。

２　年間計画

別表「令和８年度　監査等実施計画表」に基づき実施する。

ただし、災害等及び監査請求等緊急を要する場合は、この計画を変更又は一部中止する。

３　実施予定の監査等の種類

（１）定期監査（地方自治法第１９９条第４項）

市の財務に関する事務の執行及び、経営に係る事業の管理が、適法・適性かつ効率的に行われているか監査する。市が管理する施設において、公有財産及び物品の管理、施設の管理運営並びに公金等の取扱いが適正に行われているか監査する。

（２）行政監査（地方自治法第１９９条第２項）

基準第８条に規定するリスク・アプローチに基づくテーマを設定し、潜在するリスクの縮減に向けた監査を定期監査に兼ねて実施することにより、内部統制の強化に寄与する。

（３）財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

市から団体に交付されている補助金などが、補助目的に沿って正しく使われているか、また、市から出資を受けている団体が、出資目的に沿った運営をしているかなどを所管課及び、交付先団体の出納等について監査する。

（４）決算審査（地方自治法第２３３条第２項、地方公営企業法第３０条第２項）

市長から審査に付された一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算並びに基金運用状況その他関係諸書類等について、計数を確認するとともに、予算執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行なわれているか審査する。

（５）例月出納検査（地方自治法第２３５条の２第１項）

会計管理者及び公営企業管理者が管理・保管する現金等について、収入・支出関係書類及び出納関係諸表等と金融機関からの書類等を点検及び照合し、出納事務処理が適正に行なわれているか、毎月検査する。（毎月２５日、かほく市監査委員条例第６条）

（６）基金運用状況審査（地方自治法第２４１条第５項）

令和８年度の特定の目的のために定額の資金を運用するための基金の運用状況を対象として、基金の運用状況を示す書類の計数が正確なものになっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。

（７）健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項）

市長から審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率）等について、数値が基準と比較して適正か審査するとともに、過去のデータの推移からリスクを洗い出す。

（8）内部統制評価報告書審査（地方自治法第１５０条第５項）

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

（9）その他特別監査

特別監査は、要求又は請求に基づく監査及び随時監査等で事案発生の都度、実施計画作成のうえ実施する。

① 要求に基づく監査

・議会の要求に基づく監査（地方自治法第９８条第２項）

・市長の要求に基づく監査（地方自治法第１９９条第６項）

・市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

（地方自治法第２４３条の２の２第３項又は地方公営企業法第３４条）

② 請求に基づく監査

・住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第７５条１項）

・住民監査請求に基づく監査（地方自治法第２４２条第１項）

③ 随時監査（地方自治法第１９９条第５項）

・必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

４　監査等の実施方法

（1）事前通知

原則として監査等は、実施日の２週間前までに通知する。

（2）監査等の資料

事前に監査事務局が監査の目的達成のために作成した所定の様式により監査資料の提出を求める。

なお、その他必要の都度、参考資料等の提出を求めることがある。

（3）監査の方法

監査等の実施にあたっては、原則として補助職員による事前調査を本監査の前日までに行うものとし、その結果を監査委員に報告する。

本監査は、関係職員より監査資料による説明及び聴取をするとともに、関係書類及び諸台帳を検閲し、必要に応じて現地の確認等を行うものとする。

（4）説明を求める職員

監査等の種類	職　員　の　範　囲
定期監査(財務・行政監査)	課(局)長、関係職員
財政援助団体等監査	実施の都度、指定する職員及び関係者
決　算　審　査	部(局)長、課(局)長、関係職員、(会計課長同席)
例月出納検査	会計課長、上下水道課長、関係職員
基金運用状況審査 健全化判断比率等審査	財政課長、関係職員
随　時　監　査	実施の都度、指定する職員及び関係者
要求及び請求に基づく監査	実施の都度、指定する職員及び関係者

※その他、必要に応じその都度指定する職員

（5）監査等の結果

監査等を実施したときは、監査委員の意見調整を経て、監査結果報告書を作成する。

監査結果報告書等は議会及び市長に提出するとともにこれを公表する。また、例月出納検査の結果は、議事録とともに毎月、議会及び市長に提出し、決算審査については意見書を市長に提出する。

（6）指摘事項等の処理報告

監査等により指摘・指導された事項については、主管課長より対処措置の報告を求める。

＜監査結果の区分＞　(地方自治法第199条第9項･第10項･第11項　かほく市監査基準第15条第3項)

【勧告】法令等に明確に違反するものや、その他適正を欠く事項のうち特に措置を講じる必要があると認められるもの。

【指摘】法令等の明確な違反や不適切な事務処理等に対して是正措置等を求めるもの。

【指導】事務処理等が不当又は適正を欠くと認められる事項で、勧告、指摘事項及び意見に該当しないもの。

【意見】組織及び運営の合理化に資するため改善や検討を望むもの。

５　監査等の実施時期・対象期間等

監査等の種類	監査実施期間 監査対象期間	対　　象
定　期　監　査 （財務・行政監査）	令和８年９月～１２月 令和７年度、令和８年度	全部課局
財政援助団体等監査	令和8年１２月～令和9年2月 令和７年度	事業内容、財政的援助の実績、出資比率、過去に実施した監査の時期 や内容等を　勘案して選定
決　算　審　査	令和８年６月～８月 令和７年度	一般会計及び特別会計 （市営バス事業特別会計、墓地特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、大海財産区特別会計、後期高齢者医療特別会計） 公営企業会計 （水道事業会計、下水道事業会計）
例 月 出 納 検 査	原則毎月２５日	一般会計及び特別会計 公営企業会計
基金運用状況審査 健全化判断比率等審査	令和８年７月～８月 令和７年度	全基金 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率

別表　　令和８年度　監査等実施計画表

監査等／実施月	例月出納検査 （原則毎月 25 日）	定期監査 （財政監査・行政監査）	財政援助団体等 に関する監査	決算審査 基金運用審査 健全化判断比率等審査	随時監査	行　事　等 （委員出席）
４月	２７日（月）	・リスクの識別、検討			必要に応じて随時実施	
５月	２５日（月）	・重点事項、着眼点の設定				・県都市監査定期総会研修会 （15）白山市 ・北陸地区都市監査定期総会 （21・22）富山市
６月	２５日（木）			・水道事業会計・下水道事業会計 （事前調査・本審査）		
７月	２７日（月）			・一般会計・特別会計 （事前調査・本審査） ・基金運用審査 ・健全化判断比率等審査		・郡市監査委員協議会総会 （　）津幡町
８月	２５日（火）	・調書の検討		・意見書提出		・全国都市監査総会研修会 （20・21）高松市
９月	２５日（金）	・調査の作成				
１０月	２６日（月）	・本監査（事前調査）				
１１月	２５日（水）	・本監査（個別調査）				・郡市監査県外行政視察研修 ・三地区都市監査委員会研修会 （19・20）福井市
１２月	２５日（金）	・監査報告	・調書の検討			
１月	２５日（月）		・事前調査			
２月	２５日（木）		・本監査 ・監査報告			・郡市監査研修会 ・県都市監査合同研修会
３月	２５日（木）					